

庄内広域水道企業団職員定数条例

令和8年2月4日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、企業長の事務部局に常時勤務する一般職の職員(臨時の職にある者を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、70人とする。

2 前項の定数には、次に掲げる職員を含まないものとする。

- (1) 休職を命ぜられている職員
- (2) 育児休業をしている職員
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- (4) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員

3 前項各号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の数が第1項に規定する職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から1年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。